

クライミング場使用上のルール

利用者は、次のルールに従いクライミング場を使用すること。

- ① クライミング施設を利用するにあたり、自身の健康状態に問題がないこと。（体調、睡眠時間、血圧、飲酒をしていない等）※体調等に問題がある場合は、使用しないこと
- ② 静岡市発行の登録証を交付された者を含む2名以上のグループを編成し、個々のグループごとに責任者を設定した上で受付に申し出ること。
- ③ グループ責任者はグループ構成員に対し必要な安全確認を徹底させること。
- ④ グループ構成員は、必ずグループ責任者の指示に従うこと。
- ⑤ グループ責任者が先に退場する場合は、必ず他の利用者の中からグループ責任者を再設定し、その旨を受付に申し出ること。
- ⑥ 施設の瑕疵以外の事故、けが等については、グループ責任者及び使用者の責任において処理すること。
- ⑦ 登はん用具はクライミング用の規格に合ったものを用意し、事前に不備がないか確認すること。
 - ・ロープ（適合規格表示があるもの）
 - ・登はん用ベルト（フリークライミング専用）
 - ・確保器具（カラビナ、クイックドロワー等）
 - ・ビレイ器
 - ・クライミングシューズ
- ⑧ ロープは『エイトノット』で結ぶこと。他の結び方は認めない。
- ⑨ クライマーとビレイヤーは登はん前に相互で向き合い必要な安全確認を行うこと。安全確認方法は以下のとおり行うこと。

【クライマー】

- ・ハーネスは正しく装着されているか。
- ・ハーネスのベルトの折り返しはされているか。
- ・ロープはハーネスに正しく装着されているか。

- ・エイトノットの結び方は正しいか。
- ・ロープを引っ張っても外れないか。

【ビレイヤー】

- ・ロープはビレイ器に正しく装着されているか。
 - ・安全環付カラビナのロックはされているか。
- ⑩ ビレイヤーは登はん中のクライマーの様子を注視し、次のような声かけにより十分なコミュニケーションを図ること。
- ・登はん中のクリップ忘れ等があるときの声かけ
 - ・降下する際の「テンション」の声かけ
- ⑪ クライマーは降下する前にロープの結び目を確認すること。
- ⑫ トップロープ方式により登はんする場合の支点は、必ず2点以上取ること。

その他注意事項

- ① ホールドの位置を無断で変更しないこと。
- ② 利用時間を厳守すること。
- ③ 他の利用者に迷惑をかけないこと。
- ④ 混雑時は、利用者間で譲り合いながら使用すること。
- ⑤ 施設利用の終了後は、必ず受付に報告すること。
- ⑥ 路上駐車はしないこと。